この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 1 問　答 案 用 紙<1>

（租 税 法）

問題 1

問 1

Ａ社とＢ社の間には完全支配関係（法人税法２条12号の７の６）がある。したがって，甲土地の分配は適格現物分配に該当し（同法２条12号の５の２ロ，12号の15），令和４年３月22日に 1,000万円で，Ａ社からＢ社に対して譲渡したものとして取り扱われる（同法62条の５第３項）。

問 2

Ｂ社には，Ｃ社から所得税 1,500万円を徴収し，令和４年５月31日までに，これを国に納付する義務が課せられる（所得税法 161条１項５号， 212条１項，２項， 213条１項２号）。

問 3

Ｄ社が交付を受けた工事負担金 1,000万円は，益金の額に算入されるとともに，同額が損金の額に算入され，取得した建物の取得価額は 3,000万円となる（法人税法22条２項，45条１項１号）。

問 4

Ｑへの無償譲渡は，課税の対象にならない（消費税法２条１項８号，４条１項）。これに対して，Ｐへの無償譲渡は，事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされ（同法４条５項２号），Ｂ社において，譲渡時の時価が課税標準額に算入される（同法28条１項，３項２号）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 1 問　答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法２条12号の７の６，22条２項，３項１号，22条の２第１項，４項，37条２項，７項，８項，61条の11第１項
②	×	Ａ社からＤ社へのＢ社株式の一部の譲渡により，Ｂ社は，令和３事業年度の法人税額の計算上，甲土地の譲渡に関して，7,000万円の所得が発生する（法人税法61条の11第３項）。
③	×	Ｄ社が貸倒引当金勘定に繰り入れた金額は，Ｄ社において，損金の額に算入されない（法人税法22条３項２号，52条１項１号イ，２項）。
④	○	所得税法59条１項１号，67条の３第３項
⑤	×	Ｓにおいて，食品加工機の給付をもって借入金を代物弁済することに関して，消費税が課される（消費税法２条１項８号，４条１項）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅰ　合　格　ラ　イ　ン

第１問は，法人税法，所得税法及び消費税法の理論問題である。例年通り，問題１が４問，問題２が５問であった。解答欄の行数は少ないため，要領よくコンパクトにまとめることが要求される。難易度は，ここ数年で最も高く，昨年と比べるとかなり難化している。しばらく出題されていなかった，「組織再編税制」と「国際課税」分野からの問題が復活したことも，難化の一因である。

問題１は，「何をどこまで書くか」あるいは「根拠条文をどこまで記載するか」に大変労力を要してしまう。何故ならば，問い方が「どのように取り扱われるべきか」と非常に漠然としているのに対して，解答欄が僅かに４行しかないからである。完璧を目指すことなく，出題者の意図に沿った本質的な条文を記載し，解答を端的に記述していれば，大きく減点されることはないであろう。他方，問題２は，例年通り○×問題であった。基本的な論点からの出題が多かったものの，一部難問が出題されていたため，「どの問題に時間を割くべきか」という冷静な対応が求められた。○×は５問中３問正答すれば十分である。

問題１の問１は，適格現物分配に関する出題である。組織再編税制における典型論点であり，必ず正答しなければならない。根拠条文として，現物分配の定義規定は省略しても減点されないであろう。問２は，外国法人が日本国内の土地を譲渡した場合の課税関係が問われている。そもそも，法人間の取引に対する（法人税法ではなく）所得税法上の取扱いであるため，条文を探すことも困難であったと思われる。問３は，工事負担金に対する圧縮記帳の問題である。特殊な論点ではあるが，内容的には国庫補助金と同様である。なんとか部分点を取ってほしい。問４は，消費税法における「みなし譲渡」の問題である。計算問題においても頻出論点であり，解答できたであろう。

問題２の問い①は，グループ法人税制の基本論点からの出題であった。結論はすぐに判断できたものの，根拠条文をどこまで記載するか悩んだと思われる。問い②は，完全支配関係がある法人間の取引のうち，繰り延べられた譲渡損益の実現に関する出題であった。計算の知識から解くことはできたかもしれないが，細かい論点でもあったため，正当は難しかったかもしれない。問い③は，中小企業向け特例措置の不適用（グループ法人税制）からの出題であった。基本的な問題であり，ぜひ正答したいところである。問い④は，信託に係る所得の金額の計算からの出題であった。ＴＡＣでは取り扱っていない論点のため，解答できなくても仕方ないであろう。問い⑤は，代物弁済からの出題であった。課税の対象の根拠条文として，消費税法２条１項８号を読めば，代物弁済が含まれていることが分かるので，できれば正答したかったところである。

制限時間等を加味して，第１問は４割程度の得点で十分合格ラインを超えていると考える。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ　答練との対応関係

問題 1

直 前 答 練　第３回 第１問　問題１ 問２
全国公開模試　第１回 第１問　問題１ 問４
全国公開模試　第１回 第１問　問題２ 問い②

問題 2

応 用 答 練　第１回 第１問　問題１ 問２
直 前 答 練　第２回 第１問　問題１ 問２
直 前 答 練　第３回 第１問　問題１ 問１
理論補強答練　第２回 問題２　問１

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【解答への道】

問題 1

問 1　適格現物分配（法人税法）

１．取扱い

(1) 法人税法２条〔定義〕12号の７の６（抜粋）

完全支配関係　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

(2) 法人税法２条12号の５の２ロ（抜粋）

現物分配法人　現物分配（法人がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

ロ　解散による残余財産の分配

(3) 法人税法２条12号の15

適格現物分配　内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち，その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

(4) 法人税法62条の５〔現物分配による資産の譲渡〕３項

内国法人が適格現物分配又は適格株式分配により被現物分配法人その他の株主等にその有する資産の移転をしたときは，当該被現物分配法人その他の株主等に当該移転をした資産の当該適格現物分配又は適格株式分配の直前の帳簿価額（当該適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には，その残余財産の確定の時の帳簿価額）による譲渡をしたものとして，当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

２．留意点

法人税法22条の２第１項及び第４項によれば，残余財産の分配による資産の移転に係る譲渡損益は，残余財産の分配時に分配時の価額により計上されることになる。しかし，法人が解散する場合には，残余財産が分配されて法人格が消滅する前に法人税の額を確定する必要があるため，残余財産の確定の日で事業年度が終了することとされている（同法14条１項５号）。

解散する法人の残余財産の分配による資産の譲渡損益は，現物分配が適格要件を満たせば，帳簿価額による譲渡をしたものとされ，譲渡損益課税が行われることはない。事実①において，Ａ社における残余財産である甲土地の分配を受けるものは，Ａ社と完全支配関係があるＢ社のみであるため，当該分配は適格要件を満たしている。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問 2　外国法人の所得に係る源泉徴収（所得税法）

１．取扱い

(1) 所得税法 161条〔国内源泉所得〕１項５号（抜粋）

この編において「国内源泉所得」とは，次に掲げるものをいう。

五　国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価。

(2) 所得税法 212条〔源泉徴収義務〕１項（抜粋）

非居住者に対し国内において第百六十一条第一項第四号から第十六号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者又は外国法人に対し国内において同項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得の支払をする者は，その支払の際，これらの国内源泉所得について所得税を徴収し，その徴収の日の属する月の翌月十日までに，これを国に納付しなければならない。

(3) 所得税法 212条２項

前項に規定する国内源泉所得の支払が国外において行われる場合において，その支払をする者が国内に住所若しくは居所を有し，又は国内に事務所，事業所その他これらに準ずるものを有するときは，その者が当該国内源泉所得を国内において支払うものとみなして，同項の規定を適用する。この場合において，同項中「翌月十日まで」とあるのは，「翌月末日まで」とする。

(4) 所得税法 213条〔徴収税額〕１項２号

前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は，次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

二　第百六十一条第一項第五号に掲げる国内源泉所得　その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

２．留意点

非居住者及び外国法人に対して，確定申告義務を課しても納税の確実性は乏しい。そこで，確実に税金を徴収する手段として源泉徴収制度が採用されている。

外国法人が国内に所有する土地を譲渡した場合，そこから生じた所得は「国内源泉所得」に該当し，購入した内国法人には源泉徴収義務が発生する。この際に徴収される所得税の源泉徴収税率は10％だが，現在は，これに加えて所得税の 2.1％が復興特別所得税として徴収されている。ただし，その支払が国外において行われる場合には，支払日や支払金額等の確認に時間を要するため，所得税の納付期限が翌月末日とされている。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問 3　工事負担金の圧縮記帳（法人税法）

１．取扱い

(1) 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕２項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は，別段の定めがあるものを除き，資産の販売，有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供，無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(2) 法人税法45条〔工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入〕１項１号（抜粋）

次に掲げる事業を営む内国法人が，各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気，ガス若しくは水の需要者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受けた場合において，当該事業年度終了の時までに取得したその施設を構成する固定資産につき，当該事業年度においてその交付を受けた金銭の額若しくは資材の価額のうちその固定資産の取得に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得した減価償却資産である場合には，当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し，又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは，その減額し又は経理した金額に相当する金額は，当該事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業，同項第十号に規定する送電事業，同項第十一号の二に規定する配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業

２．留意点

電気事業等を営む法人が需要者の要望により事業に必要な施設を設置する際に，その需要者から工事の負担金を受けることがある。この負担金は，原則として，益金の額に算入されるため，課税所得を構成することになる。しかし，電気事業等を営む法人は，需要者の要望に応えるとともに，将来にわたって電気等の供給義務を負うことになるため，通常の受贈益とは性質が異なる。そこで，工事負担金の交付を受けて取得した固定資産については，一時に課税しないで，圧縮記帳による課税の繰延べを認めている。

なお，内国法人が法人税法45条１項の規定の適用を受けた場合，損金の額に算入された金額は，当該固定資産の取得価額に算入されない（法人税法施行令83条の３第１項）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問 4　みなし譲渡（消費税法）

１．取扱い

⑴ 消費税法２条〔定義〕１項８号

資産の譲渡等　事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

⑵ 消費税法４条〔課税の対象〕１項

国内において事業者が行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には，この法律により，消費税を課する。

⑶ 消費税法４条５項２号

次に掲げる行為は，事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

二　法人が資産をその役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

⑷ 消費税法28条〔課税標準〕１項（抜粋）

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は，課税資産の譲渡等の対価の額（対価として収受し，又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし，課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。

⑸ 消費税法28条３項２号（抜粋）

第四条第五項各号に掲げる行為に該当するものについては，次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。

二　第四条第五項第二号に掲げる贈与　当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

２．留意点

商品の無償譲渡は，対価性がないため，原則として「課税の対象」にならない。ただし，自社の役員に対する資産の贈与は，事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされる。また，「課税の対象」となるための４要件を挙げる場合の根拠条文は，消費税法２条１項８号と４条１項の２つである。

Ｐへの新商品の無償譲渡は，事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされるため，その譲渡時の時価が課税標準額に算入される。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問題 2

Ⅰ．①について：完全支配関係がある法人の間の取引の損益・寄附金（法人税法）

１．取扱い

(1) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

① 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕２項

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は，別段の定めがあるものを除き，資産の販売，有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供，無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

② 法人税法22条３項１号

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は，別段の定めがあるものを除き，次に掲げる額とする。

一　当該事業年度の収益に係る売上原価，完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

③ 法人税法22条の２〔収益の額〕１項

内国法人の資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）に係る収益の額は，別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き，その資産の販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上，益金の額に算入する。

④ 法人税法22条の２第４項

内国法人の各事業年度の資産の販売等に係る収益の額として第一項又は第二項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は，別段の定め（前条第四項を除く。）があるものを除き，その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とする。

⑤ 法人税法61条の11〔完全支配関係がある法人の間の取引の損益〕１項（抜粋）

内国法人がその有する譲渡損益調整資産（固定資産，土地（土地の上に存する権利を含み，固定資産に該当するものを除く。），有価証券，金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。）を他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には，当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は，その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上，損金の額又は益金の額に算入する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

⑥　**法人税法２条〔定義〕12号の７の６**

十二の七の六　完全支配関係　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

(2) 寄附金（グループ法人税制）

①　**法人税法37条〔寄附金の損金不算入〕２項（抜粋）**

内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額（他の内国法人の受贈益の額に対応するものに限る。）は，当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入しない。

②　**法人税法37条７項**

前各項に規定する寄附金の額は，寄附金，拠出金，見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず，内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費，接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

③　**法人税法37条８項**

内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において，その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは，当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は，前項の寄附金の額に含まれるものとする。

２．留意点

本問の税務上の考え方は，以下のとおりである。

(借) 現金預金	10,000万円	(貸) **譲渡収入** **(22条２項，22条の２第１項４項)**	**10,000万円**
(借) **譲渡原価** **(22条３項１号)**	**3,000万円**	(貸) 甲土地	3,000万円
(借) **寄附金** **(37条７項８項)**	**2,000万円**	(貸) 現金預金	2,000万円

甲土地の譲渡から生じた譲渡利益額 7,000万円に相当する金額は，Ａ社の損金の額に算入される（61条の11第１項）。また，寄附金とされた 2,000万円は，全額損金不算入とされる（37条２項）。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ．②について：完全支配関係がある法人の間の取引の損益（法人税法）

１．取扱い

法人税法61条の11〔完全支配関係がある法人の間の取引の損益〕３項

内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合（当該譲渡損益調整資産の適格合併に該当しない合併による合併法人への移転により同項の規定の適用を受けた場合を除く。）において，当該内国法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなつたとき（次に掲げる事由に基因して完全支配関係を有しないこととなつた場合を除く。）は，当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（その有しないこととなつた日の前日の属する事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。）は，当該内国法人の当該前日の属する事業年度の所得の金額の計算上，益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該内国法人の適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあつては，他の被合併法人の全て。次号において同じ。）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

二　当該譲受法人の適格合併（合併法人が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

２．留意点

法人税法61条の11第１項の適用を受けた後，その前提となる完全支配関係が解消された場合は，その解消日の前日の属する事業年度（本問では，令和４年３月31日の属する令和３事業年度）において，繰り延べられた譲渡損益が実現されることとなる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ．③について：一括貸倒引当金（中小企業向け特例措置の不適用）（法人税法）

１．取扱い

⑴ 法人税法22条〔各事業年度の所得の金額の計算の通則〕３項２号

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は，別段の定めがあるものを除き，次に掲げる額とする。

二　前号に掲げるもののほか，当該事業年度の販売費，一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

⑵ 法人税法52条〔貸倒引当金〕１項１号イ（抜粋）

次に掲げる内国法人が，その有する個別評価金銭債権の損失の見込額として，各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については，当該繰り入れた金額のうち，個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額は，当該事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。

一　当該事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人

イ　普通法人のうち，資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第五項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの及び同条第六項に規定する大通算法人を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

⑶ 法人税法52条２項

前項各号に掲げる内国法人が，その有する売掛金，貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として，各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については，当該繰り入れた金額のうち，当該事業年度終了の時において有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金，貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は，当該事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。

２．留意点

法人税法上，貸倒引当金の計上が認められているのは，普通法人の場合，期末資本金の額が１億円以下の法人等に限定されているが，資本金の額が５億円以上ある法人（Ｅ社）との間に完全支配関係がある法人（66条５項２号イ，Ｄ社）は除かれている。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅳ．④について：信託に係る所得の金額の計算（所得税法）

１．取扱い

(1) 所得税法59条〔贈与等の場合の譲渡所得等の特例〕１項１号

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には，その者の山林所得の金額，譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については，その事由が生じた時に，その時における価額に相当する金額により，これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一　贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

(2) 所得税法67条の３〔信託に係る所得の金額の計算〕３項

信託（第十三条第一項ただし書に規定する集団投資信託，退職年金等信託又は法人課税信託を除く。以下この条において同じ。）の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する資産を信託した場合において，当該信託の受益者等となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは，当該資産を信託した時において，当該信託の委託者から当該信託の受益者等となる者に対して贈与（当該受益者等となる者が対価を負担している場合には，当該対価の額による譲渡）により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして，当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

２．留意点

本問の信託は一般的な（集団投資信託，退職年金等信託又は法人課税信託以外の）信託（受益者等課税信託）である。受益者等課税信託の委託者（居住者に限る。本問は個人Ｐ）がその有する譲渡所得の基因となる資産を信託し，受益者となる者が法人（本問はＧ法人）である場合は，所得税法67条の３第３項の規定が適用される。

当該法人が対価を負担せずに受益者等課税信託の受益者となる者であるときは，居住者から法人に対する贈与として，同法59条１項の規定により，当該資産を信託した時における価額に相当する金額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅴ．⑤について：代物弁済（消費税法）

１．取扱い

⑴ 消費税法２条〔定義〕１項８号

資産の譲渡等　事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

⑵ 消費税法４条〔課税の対象〕１項

国内において事業者が行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には，この法律により，消費税を課する。

２．留意点

代物弁済とは，債務を現金ではなく物で返済する行為である。この取引は，金銭の支払いを伴わない資産の引渡しであるが，反対給付があるため，「対価を得て」行われる取引として，消費税の課税の対象となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

〔ＭＥＭＯ〕

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

※　解答の記号は本問における難易度を示している。

Ａ：確実に取る　Ｂ：Ａ，Ｃ以外　Ｃ：取れなくてもよい

第 2 問　答 案 用 紙<1>

(租 税 法)

問題 1

(単位：円)

当期純利益の金額　・・・・・・

		加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産等についての申告調整)			
［資料］2. の(1) ①について	B	3,131,250	, ,
［資料］2. の(1) ②について	A	, ,	59,162
［資料］2. の(1) ③について	B	, ,	2,512,900
［資料］2. の(1) ④について	B	, ,	35,000,000
(租税公課についての申告調整)			
［資料］3. の(2) について	A	, ,	17,535,000
［資料］3. の(3)及び(4)について	A	140,890,000	, ,
［資料］3. の(5) について	B	, ,	4,200,000
［資料］3. の(6) について	A	270,000	, ,
(給与についての申告調整)			
［資料］4. の(2) について	A	350,000	, ,
［資料］4. の(3) について	C	1,000,000	, ,
［資料］4. の(4) について	B	, ,	55,000,000
［資料］4. の(5) について	C	2,000,000	, ,

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<2>

(租 税 法)

		加算すべき金額	減算すべき金額
(金銭債権についての申告調整)			
［資料］5. (1) について	A	1,597,440	, ,
［資料］5. (2) について	A	5,500,000	, ,
［資料］5. (3) について	B	, ,	1,200,000
(外貨建金銭債権についての申告調整)			
［資料］6. について	A	, ,	121,500
(受取配当金についての申告調整)			
［資料］7. について	A	, ,	90,000
(棚卸資産についての申告調整)			
［資料］8. について	A	1,000,000	, ,
(寄附金についての申告調整)			
［資料］9. の(1)及び(2)について	A	4,000,000	, ,
支出寄附金の損金算入限度超過額	A	875,000	, ,

所得金額　・・・・・・

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<3>

(租 税 法)

問題 2

（単位：円）

［問］1.	給与所得（所得金額調整控除後）の金額	C　6,900,000
［問］2.	退職所得の金額	B　2,000,000
［問］3.	譲渡所得の金額	A　1,300,000
［問］4.	一時所得の金額	B　0
［問］5.	青色申告特別控除前の事業所得の金額	C　1,950,000
［問］6.	青色申告特別控除前の不動産所得の金額	C　3,178,125
［問］7.	雑所得の金額	B　150,000
［問］8.	社会保険料控除の金額	A　1,550,000
［問］9.	医療費控除の金額	C　110,000
［問］10.	課税総所得金額	C　9,198,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

第 2 問　答 案 用 紙<4>

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

［問］

(1) 課税標準額に対する消費税額	A	261,537,900
(2) 資産の譲渡等以外の収入金額の合計額	B	3,465,000
(3) 課税売上割合の計算式の分子の金額	C	4,757,695,000
(4) 課税売上割合の計算式の分母の金額	C	4,873,876,450
(5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額	C	246,578,904
(6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	C	240,886,776
(7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	A	278,460
(8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	B	5,413,668
(9) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額	C	30,888
(10) 貸倒れに係る消費税額	A	219,648

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅰ　合　格　ラ　イ　ン

第２問は，概ね例年どおりの出題形式による計算問題であり，何度も答練で取り扱ってきた形式であった。なお，令和４年（2022年）本試験に引き続き，令和５年（2023年）本試験においても，解答箇所は40箇所（法人税法20箇所，所得税法10箇所，消費税法10箇所）であった。第２問全体としては，基礎～標準レベルの問題もあったものの，所得税法の問題は難易度が高く，消費税法の問題は未習の論点１つが解答箇所の半分に影響してしまい，結果として地道に計算問題演習を積んできた受講生でも点数が取りづらい問題であったと思われる。

問題１は，法人税法からの出題である。法人税法の難易度は，例年並であり一部の問題を除き標準的な問題が多く比較的取り組みやすい設問が多かった。一括償却資産の損金算入の問題では，資料の読取りに時間を要すことが想定されるものの，慎重に読めば充分に解答できたであろう。役員給与では，事前確定届出給与における届出要件のうち，届出期間の論点が出題されたことや出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与などの未学習の論点も出題されるなど細かい論点も出題されたものの，他の論点については，答練等で何度も練習してきた論点が出題されていることから上記以外の設問でしっかり得点したい。

問題２は，所得税法からの出題である。幅広く各種所得の金額や所得控除の金額が問われており，一部細かい内容や判断に悩む内容が出題されていた。例年に比べて難易度の高い問題であったと言える。退職所得では，相談役が法人税法第２条15項に該当する役員等に該当しないという指示から，特定役員とならず，短期退職手当等に該当するという判断が求められ，事業所得の減価償却資産，繰延資産については，金額から全額必要経費処理が可能であることに気づく必要があるなど，与えられた資料から読み取る事項が非常に多く，正答にたどり着くためには幅広い知識の中から判断する力が求められていた。

問題２については，全体的に難易度がＢないしＣの問題も多く，正答にたどり着きにくい問題が多かったことを踏まえ，３箇所の正答でも十分ボーダーラインであると予想する。

問題３は，消費税法からの出題である。与えられた資料は複雑ではないものの，販路拡大に係る販売奨励金はテキスト等で取り扱っておらず，多くの配点箇所に影響するため，難易度の高い問題であった。なお，軽減税率（酒類を除く飲食料品及び定期購読新聞）が出題されていたため，解答上はより正確な集計が求められる問題であった。また，配点箇所に「資産の譲渡等以外の収入金額の合計額」が問われており，不課税売上げであることが読み取れれば平易な問題であるものの，見慣れない問われ方のため，戸惑った受験生は多いと思われる。

全体としては難易度の高い内容となっており，難易度が低い，課税標準額に対する消費税額，Ｂ対応の課税仕入れ等に係る消費税額，貸倒れに係る消費税額（[問](1)，(7)，(10)）をいかに得点できているかどうかが重要と思われる。

問題３については，４箇所程度の正答を期待するが，時間制約がある中での解答や計算ミス等を考慮し，ボーダーラインは２箇所程度の正答と予想する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ　答練との対応関係

問題 1	基礎答練 第1回	基礎答練 第3回	応用答練 第1回
	全国公開模試 第1回	直前答練 第1回	全国公開模試 第2回
	アクセス 第5回	アクセス 第6回	アクセス 第7回
問題 2	基礎答練 第1回	基礎答練 第3回	直前答練 第1回
	直前答練 第2回	全国公開模試 第1回	全国公開模試 第2回
	アクセス 第3回	アクセス 第8回	アクセス 第10回
問題 3	基礎答練 第3回	直前答練 第2回	全国公開模試 第1回
	アクセス 第4回	アクセス 第12回	

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【解答への道】

問題 1　法人税法

Ⅰ．はじめに

まず，資本金・業種の確認をする。本問では，当社は書籍等の販売業を営む，期末資本金が１億円超の法人に該当する。

Ⅱ．別表４の作成

１．減価償却資産等

(1) 減価償却の計算パターン

損金経理償却費 － 償却限度額

＝
- （＋）減価償却超過額（加算）
- （－）償却不足額
  - 繰越償却超過額なし … 処理なし
  - 繰越償却超過額あり
    - 償却不足額
    - 繰越償却超過額
    - 少 … ※

※　減価償却超過額認容（減算）

(2) 償却方法の選定

減価償却資産の主な区分ごとの償却方法は，以下のとおりである。

資産の区分	平成19年３月31日以前の取得資産	平成19年４月１日以後の取得資産
有形減価償却資産	旧定額法，旧定率法	定額法，定率法
平成10年４月１日以後に取得した建物	旧定額法	定額法
平成28年４月１日以後取得した建物附属設備及び構築物	―	定額法
無形減価償却資産	旧定額法	定額法

（注）法定償却方法

償却方法を選定しなかった場合には，法定償却方法により計算する。上記のうち，選択可能な有形減価償却資産については，**旧定率法，定率法が法定償却方法**となる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(3) タブレット端末（一括償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については，通常の減価償却計算に代えて，まとめて３年間で損金算入する方法が認められている。一括償却資産の損金算入限度額の計算方法は，以下のとおりである。

$$\text{損金算入限度額} = \text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

（注１）期中取得の場合の分子

「その事業年度の月数」は，事業年度が１年間であれば12であり，期中取得による月数按分は必要ない。

（注２）譲渡又は除却等をした場合

一括償却資産の損金算入は，減価償却ではなく，取得価額の合計額を３年で損金算入する規定である。したがって，途中で譲渡又は除却等をした場合でも，繰越超過額の認容減算をせず，一括償却の計算を続けることになる。

（注３）有利選択

取得価額が20万円未満の資産につき，一括償却を行うか，通常償却を行うかは，法人の任意である。したがって，受験上の計算問題においては，以下のように考える。

① 問題文に指示がある場合：指示に従って計算する
② 問題文に指示がない場合：いずれか有利な方（損金算入額が多い方）を選択

本問においては，通常償却が有利である。

（注４）選択単位

通常償却を適用するか，一括償却を適用するかは個々の資産ごとに選択できる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(4) 陳列棚

陳列棚は，平成24年４月１日以後に取得，事業供用されたものであるため，定率法（ 200%定率法）により償却計算を行う。

定率法の償却限度額は以下のとおりである。

① 調整前償却額 ＝ 期首帳簿価額 × 定率法償却率

② 償却保証額 ＝ 取得価額 × 保証率

③ ① ≧ ② の場合 …… ①
　 ① ＜ ② の場合 …… 改定取得価額 × 改定償却率

※ 上記②の金額が多くなった事業年度以後は「改定取得価額×改定償却率」

（注）税務上の帳簿価額

税務上の帳簿価額は，既往の事業年度において生じた償却超過額（繰越償却超過額）の減額がされなかったものとみなされる。したがって，定率法の計算の基礎となる「期首帳簿価額」は次の算式により計算されることになる。

税務上の期首帳簿価額 ＝ 会計上の期首帳簿価額 ＋ 繰越償却超過額

(5) 空調設備一式（圧縮記帳（国庫補助金））

① 圧縮記帳後の取得価額

固定資産につき圧縮記帳をした場合には，圧縮による損金算入額はその固定資産の取得価額に算入しない。したがって，次の算式により計算した金額を圧縮記帳後の取得価額とする。なお，この取扱いは，直接減額方式又は積立金方式のいずれの経理方法によっている場合でも同じである。

圧縮記帳後の取得価額 ＝ 本来の取得価額 － 圧縮による損金算入額

② 圧縮積立金の取崩し

圧縮積立金は，その積立に係る資産につき，除却，廃棄，滅失又は譲渡があった場合には，その積立金を取り崩して益金の額に算入する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(6) 土　地（完全支配関係法人間の資産の譲渡取引等）

①　譲渡損益調整資産

ⅰ　意　義

譲渡損益調整資産とは，固定資産，棚卸資産たる土地（土地の上に存する権利を含む），有価証券，金銭債権及び繰延資産である。

ⅱ　譲渡損益調整資産とならないもの

以下のように，通常短期間でグループ外に売買移転されることが予定されるものや少額の資産については，譲渡損益の調整対象から除外されている。

イ　棚卸資産（土地等を除く）
ロ　売買目的有価証券
ハ　譲受法人において売買目的有価証券とされる有価証券
ニ　譲渡直前の帳簿価額が 1,000万円に満たない資産

ⅲ　本問における取扱い

土地は，譲渡損益調整資産に該当する。

②　譲渡損益の繰延べ

内国法人がその有する譲渡損益調整資産を，その内国法人との間に**完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合**には，その譲渡損益調整資産に係る**譲渡**利益（**損失**）**額に相当する金額は**，その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上，損金（**益金**）**の額に算入する。**

【計算過程】（単位：円）

1．［資料］2.（1）①について（タブレット端末125台）

(1) 選　択

①　通常償却限度額

$$180,000 \times 0.500 \times \frac{10}{12} = 75,000$$

②　一括償却限度額

$$180,000 \times \frac{12}{36} = 60,000$$

③　① ＞ ②　∴ 通常償却選択

(2) 償却超過額

①　償却限度額

$$180,000 \times 0.500 \times \frac{10}{12} \times 125台 = 9,375,000$$

②　償却超過額

12,506,250－9,375,000＝**3,131,250（加算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程・続き】（単位：円）

２．［資料］2.（1）②について（陳列棚）

(1) 判　定

①　調整前償却額

(988,346＋672,787)×0.250＝415,283

②　償却保証額

6,000,000×0.07909＝474,540

③　①＜②　∴ 改定取得価額に改定償却率を乗じて償却限度額を計算

(2) 減価償却超過額認容

①　償却限度額

(988,346＋672,787)×0.334＝554,818

②　償却超過額

495,656－554,818＝△59,162 ＜ 672,787　∴ **59,162（減算）**

３．［資料］2.（1）③について（空調設備一式）

(1) 圧縮記帳の調整

①　剰余金処分建物附属設備圧縮積立金積立

2,600,000（減算）

②　積立限度額

2,600,000 ＜ 8,000,000　∴ 2,600,000

③　積立超過額

2,600,000－2,600,000＝０

(2) 減価償却の調整

①　減価償却限度額

$(8,000,000-2,600,000)\times 0.067\times \frac{6}{12}=180,900$

②　減価償却超過額

268,000－180,900＝87,100（加算）

(3) (1)－(2)＝**2,512,900（減算）**

４．［資料］2.（1）④について（土地の譲渡）

(1) 減損損失認容

95,000,000（減算）

(2) 譲渡損益調整勘定繰入額

60,000,000（加算）

(3) (1)－(2)＝**35,000,000（減算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

２．租税公課

(1) 納税充当金等

① 前期確定申告分

納税充当金の取崩額のうち，事業税等は申告した日の属する事業年度に損金の額に算入される。前期末に計上された納税充当金の取崩額は，未払法人税等という負債の減少として，費用計上されていないため，事業税等部分を別表４において減算する。

② 当期中間申告分

債務が確定している中間申告分の法人税，地方法人税，住民税及び事業税等のうち，事業税等だけが損金の額に算入され，法人税，地方法人税及び住民税は損金の額に算入されない。

③ 当期確定申告分

翌期において債務の確定する法人税，地方法人税，住民税及び事業税等を見積計上する納税充当金の繰入額は，費用の見積計上であり債務未確定であるため，全額当期の損金の額に算入されない。

(2) 法人税等調整額

本問では，法人税等調整額は，当期純利益の計算上，加算されている。そのため，当該金額を別表４において減算する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(3) 控除対象外消費税等

① 控除対象外消費税額等が資産に係るものである場合（原則は取得価額に算入）

ⅰ	課税売上割合 ≧ 80% ……	損金算入
ⅱ	**課税売上割合 ＜ 80%**	
イ	棚卸資産に係るもの ……	損金算入
ロ	**一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満 ……**	**損金算入**
ハ	**上記以外のもの（繰延消費税額等） ……**	**損金算入限度額に達するまで損金算入**

（注）損金経理を要件として，損金算入が認められている。

② 控除対象外消費税額等が役務（＝経費）に係るものである場合

ⅰ	交際費等以外の経費に係るもの ……	損金算入
ⅱ	交際費等に係るもの ……	支出交際費等に含める （接待飲食費に係るものは接待飲食費）

③ 繰延消費税額等

繰延消費税額等につきその事業年度において**損金算入した金額のうち，損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入する。**

ⅰ 損金算入限度額

イ 損金経理した事業年度（当期）

$$\text{損金算入限度額} = \text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$$

ロ その事業年度後の事業年度

$$\text{損金算入限度額} = \text{繰延消費税額等} \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

ⅱ 繰延消費税額等の調整

損金経理した金額 － 損金算入限度額

＝
- **（＋）繰延消費税額等損金算入限度超過額（加算）**
- （－）不足額
  - 繰越損金算入限度超過額なし …… 処理なし
  - 繰越損金算入限度超過額あり
    - 不足額
    - 繰越損金算入限度超過額
    - 少 … 繰延消費税額等損金算入限度超過額認容（減算）

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

１．［資料］3. (2)について

納税充当金支出事業税等

17,535,000（減算）

２．［資料］3. (3)及び(4)について

(1) 損金経理法人税及び地方法人税

31,987,000（加算）

(2) 損金経理住民税

4,016,000（加算）

(3) 損金経理納税充当金

160,000,000－55,113,000＝104,887,000（加算）

(4) (1)＋(2)＋(3)＝**140,890,000（加算）**

３．［資料］3. (5)について

法人税等調整額

4,200,000（減算）

４．［資料］3. (6)について

(1) 損金算入限度額

$$300,000 \times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2} = 30,000$$

(2) 繰延消費税額等損金算入限度超過額

300,000－30,000＝**270,000（加算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

３．役員給与

(1) 概　要

【図　示】　役員給与課税の概要

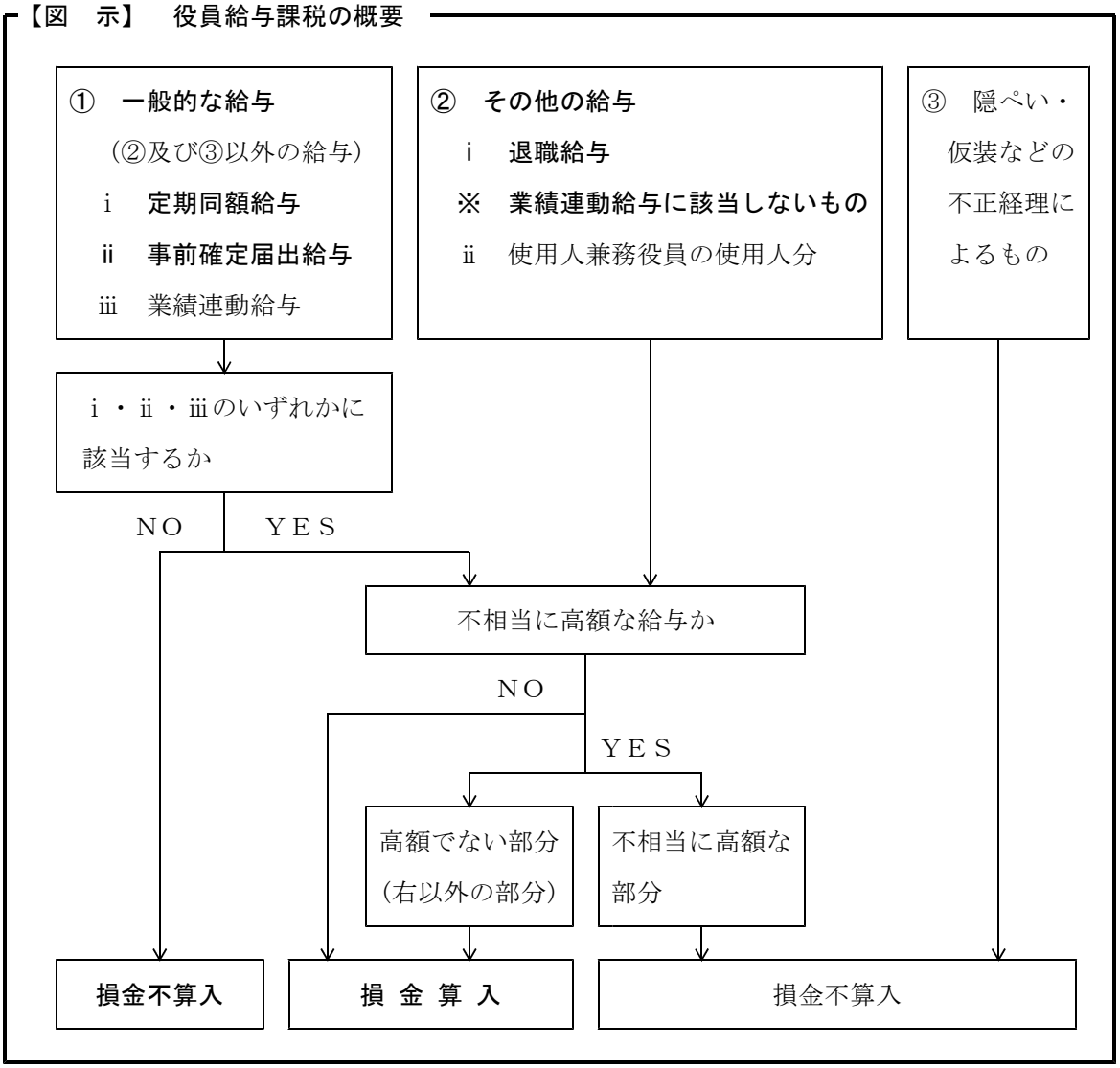

(2) 定期同額給与（定期同額給与として認められる改定）

変更前と変更後で支給額が同額でなかったとしても，以下の場合に該当するときは，定期同額給与として認められる。なお，いずれの場合も，**改定前と改定後の支給額はそれぞれ一定額であることが必要**である。

①　**期首から３ヶ月以内に行われた改定**
②　**職制上の地位の変更等，やむを得ない事情により行われた改定**
③　経営の状況が著しく悪化したことによる減額改定

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【図　示】 期首から３ヶ月以内に行われた改定

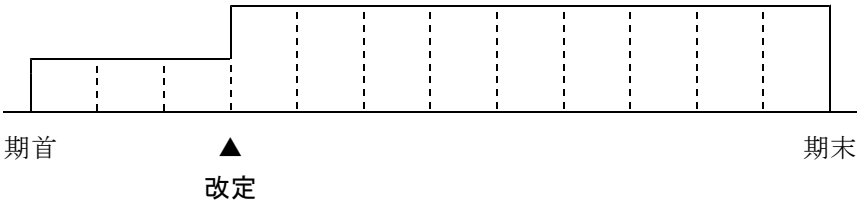

「期首から３ヶ月以内まで」とされる理由は，役員給与は一般的に定時株主総会時に定めることから，定時株主総会の開催時期（通常期首から３ヶ月以内）を考慮したため，また，事業年度終了の日間近の改定を許容すると，利益の払出しの性格を有する増額改定を認める余地が生ずるためである。

なお，期首から３ヶ月経過後に行われる改定により増額支給が行われ，増額後の各支給時期における支給額も同額であるようなときは，従前からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乗せされて支給されたものと同視し得ることから，**「上乗せ支給された定期給与とみられる部分」のみが損金不算入になる。**

【図　示】 職制上の地位の変更等，やむを得ない事情により行われた改定

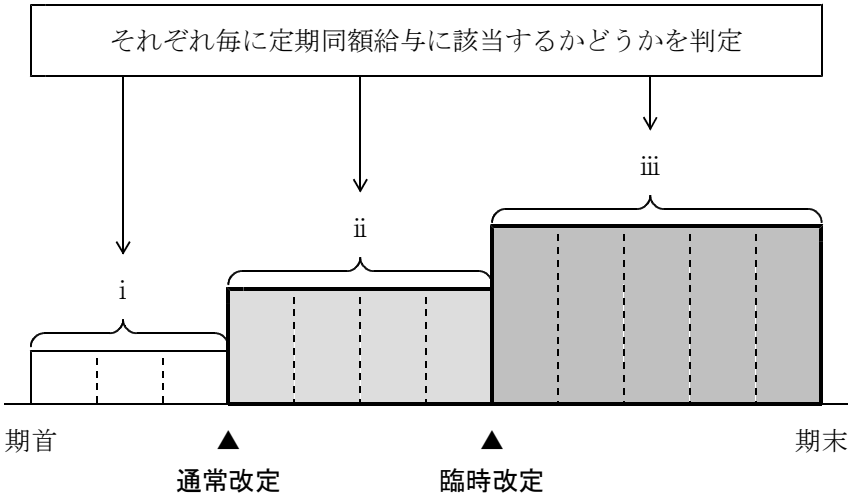

例えば，定時株主総会後，次の定時株主総会までの間において社長が退任したことに伴い臨時株主総会の決議により副社長が社長に就任する場合や，合併に伴いその役員の職務の内容が大幅に変更される場合をいう。

なお，一事業年度に複数回の定期給与の額の改定が行われた場合には，改定毎に定期同額であるかを判定することになる。

本問において，令和４年８月20日に代表取締役Ｃが急逝したため，令和４年８月22日に取締役会が開催され常務取締役Ｄが代表取締役に，取締役Ｅが常務取締役に就任している。両者は，Ｃの急逝に伴い役職の変更をしていることから**やむを得ない事情により行われた改定に該当する。そのため，Ｄ及びＥの給与改定は定期同額給与として扱われる。一方，職位の変更がなく**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

給与改定をしたＦに係る給与改定は，定期同額給与としては扱われず，９月以降の給与については従前からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乗せされて支給されたものと同視し得ることから，**「上乗せ支給された定期給与とみられる部分」のみが損金不算入になる。**

(3) 事前確定届出給与

① 取扱い

事前確定届出給与とは，役員の職務につき所定の時期に次のものを支給する旨の定めに基づき支給する給与である。

ⅰ　確定した額の金銭
ⅱ　確定した数の株式又は新株予約権
ⅲ　確定した額の金銭債権に係る一定の譲渡制限付株式又は新株予約権
上記を定め，所定の事項を記載した書類を所轄税務署長へ届出をする。

（注１）届出期間

株主総会（または取締役会）の決議により，その役員の職務につき事前確定届出給与を支給する旨の定めをした場合には，次のいずれか早い日が届出期限とされている。

ⅰ　その決議日（決議日が職務執行開始日後であるときは，その開始日）から１ヶ月を経過する日

ⅱ　その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から４ヶ月を経過する日

（注２）届出期間（臨時改定事由）

臨時改定事由（法人税法施行令69条１項１号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する**役員の職制上の地位の変更**，職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいう。）**により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」をした場合には，次に掲げる日のうちいずれか遅い日が届出期限**とされている。

ⅰ　上記（注１）に掲げる日

ⅱ　当該臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日

② 留意点（令和４年12月10日支給役員賞与について）

当社は，令和４年８月22日に開催された取締役会においてＣの急逝に伴い役職の変更を行い，令和４年12月10日に支給する役員賞与について決定し，令和４年８月31日に事前確定届出給与の届出書を提出している。ここで，**事前確定届出は役員の職制上の地位の変更に伴い臨時取締役会が開催され決議されたことから臨時改定事由に該当する。そのため，事前確定届出が当該臨時改定事由が生じた日から１月を経過する日である令和４年９月21日までになされていることから当該手続は適法である。**そのため，**適法に事前確定届出書が提出されたＤ及びＥに係る役員賞与については損金の額に算入され，Ｆに係る役員賞与のみ損金の額に算入されない。**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(4) 役員退職慰労金

前期末までの役員退任慰労引当金の繰入額は，債務未確定であるため，前期までの別表４で加算されている。当期に株主総会の決議を経て，Ｃの遺族に対して退職慰労金が支給されたことから，前期までに加算された役員退職慰労引当金の繰入額を当期の別表４で減算する。

(5) 出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い

出向者Ｇが，出向先の法人において役員となっている場合において次のいずれにも該当するときは，出向先の法人が支出する当該役員に係る給与負担金の支出を出向先の法人における当該役員に対する給与の支給として，法人税法34条の規定が適用される。

① 当該役員に係る給与負担金の額について，当該役員に対する給与として出向先の法人の株主総会，社員総会またはこれらに準ずるものの決議がされていること

② 出向契約等において当該出向者に係る出向期間および給与負担金の額があらかじめ定められていること

本問において，上記要件をすべて満たしていることからＧに対しても法人税法34条の規定が適用される。そのため，**月額50万円の給与は定期同額給与として扱われ損金の額に算入される。一方，６月及び12月に支給された賞与 200万円（＝ 100万×２ヶ月）については，事前確定届出給与の届出をしていないことから事前確定届出給与に該当せず損金の額に算入されない。**

【計算過程】（単位：円）

１．［資料］4. (2)について
　役員給与否認
　(1,000,000－950,000)×７ヶ月＝**350,000（加算）**
２．［資料］4. (3)について
　役員給与否認
　1,000,000（加算）
３．［資料］4. (4)について
　役員退任慰労引当金認容
　55,000,000（減算）
４．［資料］4. (5)について
　役員給与否認
　1,000,000×２回(６月，12月)＝**2,000,000（加算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

４．貸倒引当金及び貸倒損失

(1) 貸倒引当金

① 適用対象法人

貸倒引当金制度の適用法人は，銀行，保険会社，ファイナンス・リース取引に係るリース債権を有する法人及び**期末資本金の額が１億円以下の法人**等（資本金５億円以上の大法人の完全子会社等を除く）**に限定**されている。

本問において，当社は期末資本金の額が１億円超の法人であるため，本制度の適用対象外である。そのため，損金経理されている貸倒引当金繰入額は，損金の額に算入することができない。

② 前期繰入超過額の認容

前期に会計上計上され，税務上否認された貸倒引当金は，**当期洗替え時に損金算入される。**

(2) 売掛債権の特例（Ｈ社売掛金）

法人の営業活動から生ずる**売掛債権**については，その全額の回収不能が明らかでなくとも，以下のような場合には，**その取引先ごとに備忘価額を付し，その残額については損金経理することを要件に**，損金の額に算入することができる。

対象債権	原　因　と　な　る　事　実	貸倒損失額
売掛債権	① **債務者との継続的取引（代金の回収を含む）停止以後１年以上経過したこと**（担保物がある場合には適用できない） ② 同一地区に有する売掛債権の総額が取立費用に満たない場合で，催促にもかかわらず弁済がないこと	**損金経理した（売掛債権－備忘価額）**

本問においては，備忘価額を付していないため，加算調整が必要となる。

(3) 全額回収不能の場合（Ｉ社貸付金）

法律的には，切捨や債務免除をしない限り債権そのものは存在する。しかし，以下のような場合には，その実質に着目し，損金経理することを要件に，損金の額に算入することができる。

対象債権	原　因　と　な　る　事　実	貸倒損失額
金銭債権の全額	**債務者の資産状況・支払能力等からみて全額回収不能が明らかなこと（担保物がある場合には適用できない）**	**損金経理した金銭債権の全額**

本問においては，Ｉ社貸付金に関して担保物がある場合に該当するため，税務上損金算入が認められず，加算調整が必要となる。

(4) 法的な債権の消滅（Ｊ社貸付金）

法律上の手続等を前提とする事実関係により，債権の切捨ての決定があった場合には，金銭債権が法律上の手続等により消滅しているため，**法人が貸倒損失として損金経理したかどうかにかかわらず損金の額に算入される。**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

対象債権	原　因　と　な　る　事　実	貸倒損失額
金銭債権の全部又は一部	①　会社更生法による更生計画の認可の決定 **②　民事再生法による再生計画の認可の決定** ③　会社法による特別清算に係る協定の認可の決定 ④　関係者の協議決定 　ⅰ　債権者集会の協議決定で合理的基準による負債整理 　ⅱ　金融機関等のあっせんでⅰに準ずるもの	切　捨　額
	⑤　債務超過状態が相当期間継続し，弁済が不能	書面による債務免除額

（注）「申立て」と「決定」

【図　示】　会社更生法・民事再生法・特別清算の流れ

手続開始の申立て　▼　→　手続開始の**決定**　▼　→　認可の**決定**　▼

↓

貸倒損失の計上（法的な債権の消滅）

本問において，令和４年２月18日に裁判所より民事再生法の再生手続の開始決定がなされた旨の通知を受けているものの，この時点では**法的な債権の消滅の要件は満たさず，その後の令和４年11月30日における裁判所からの認可の決定をもって満たす。**

【計算過程】（単位：円）

１．［資料］5.（1)について（Ｈ社売掛金）

貸倒損失否認

1,597,440（加算）

２．［資料］5.（2)について（Ｉ社貸付金）

貸倒損失否認

5,500,000（加算）

３．［資料］5.（3)について（Ｊ社貸付金）

(1)　貸倒引当金繰入超過額認容

1,500,000（減算）

(2)　貸倒損失否認

3,000,000－3,000,000×90％＝300,000（加算）

(3)　(1)－(2)＝**1,200,000（減算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

５．外貨建取引等

(1) 外貨建資産等の区分と換算方法

外貨建資産等の区分		換算方法	
		発生時換算法	期末時換算法
外貨建債権及び債務	短期外貨建債権及び債務	○	法
	上記以外のもの	法	○

（注）短期外貨建債権及び債務・短期外貨預金

決済期限又は満期日が翌期中に到来するものをいう（１年決算法人の場合）。

本問の売掛金は，翌期首から１年以内に支払期限が到来することから短期外貨建債権に該当するため，法定換算方法は期末時換算法である。

(2) 所得計算上の取扱い

期末時換算法による円換算額と帳簿価額との差額は，その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし，洗替方式によるため，翌事業年度に損金の額又は益金の額に算入する。

期末時換算法の適用による
- 為替差益 → 益金算入 → 翌期に損金算入
- **為替差損 → 損金算入 → 翌期に益金算入**

(3) 具体的な計算方法

期末時換算法を適用する場合の税務調整は次のとおりである。

資産の場合

期末換算額 － 会社計上額 ＝
- （＋）資産計上もれ（加算）
  （為替差益計上もれ　又は，為替差損過大計上）
- **（－）資産過大計上（減算）**
  （為替差損計上もれ　又は，為替差益過大計上）

【計算過程】（単位：円）

１．税務上の帳簿価額

22,500米ドル×133.12円／ドル＝2,995,200

２．会計上の帳簿価額

3,116,700

３．売掛金過大計上

１．－２．＝△121,500（減算）

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

〔ＭＥＭＯ〕

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

６．受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額の計算方法

①　完全子法人株式等
配当等の額
②　関連法人株式等
配当等の額 － 控除負債利子
③　その他の株式等
配当等の額 × 50%
④　非支配目的株式等
配当等の額 × 20%
⑤　①＋②＋③＋④＝「受取配当等の益金不算入額」（減算）

(2) 株式等の区分

①　完全子法人株式等

完全子法人株式等とは，配当等の額の計算期間の開始の日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等をいう。

②　関連法人株式等

「関連法人株式等」とは，次の要件をいずれも満たす株式等をいう。

ⅰ　持株割合等：発行済株式等又は議決権数の１／３超
ⅱ　保 有 期 間：配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続保有 （計算期間が６月以上の場合には基準日以前６月以上継続保有）

（注１）持株割合等の算定上は，分母から自己の株式等を除く（下記③も同様）。

（注２）内国法人及び当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人が有する株式等も含めて，持株割合等を算定する（下記③も同様）。

③　非支配目的株式等（Ｌ社株式）

「非支配目的株式等」とは，基準日において持株割合等が**５％以下**の株式等が該当する。なお，継続保有要件は付されていない。

④　その他の株式等

「その他の株式等」とは，他のいずれにも該当しない株式等をいう。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(3) 短期所有株式等（Ｌ社株式）

配当等の額の支払に係る基準日以前１月以内に取得し，かつ，その基準日後２月以内に譲渡した株式等を「短期所有株式等」という。この短期所有株式等に係る配当等の額は，受取配当等の益金不算入の対象とはならない。

① 短期所有株式数

$$P = E \times \frac{C \times \dfrac{B}{A+B}}{C+D} = E \times \frac{B}{A+B} \times \frac{C}{C+D}$$

Ａ ： 配当等の支払に係る基準日から起算して１月前の日において有する株式等の数

Ｂ ： 配当等の支払に係る基準日以前１月以内に取得した株式等の数

Ｃ ： 配当等の支払に係る基準日において有する株式等の数

Ｄ ： 配当等の支払に係る基準日後２月以内に取得した株式等の数

Ｅ ： 配当等の支払に係る基準日後２月以内に譲渡した株式等の数

② 短期所有株式等に係る配当等の額 …… 対象となる配当等の額 × $\dfrac{P}{C}$

【計算過程】（単位：円）

１．配当等の額（Ｌ社株式）

500,000－50,000(*1)＝450,000

(*1) 短期所有株式等に係る配当等の額

① $40,000株 \times \dfrac{30,000株}{70,000株(*2)+30,000株} \times \dfrac{100,000株(*3)}{100,000株(*3)+20,000株} = 10,000株$

② $500,000 \times \dfrac{10,000株}{100,000株(*3)} = 50,000$

(*2) 60,000株＋10,000株＝70,000株

(*3) 70,000株(*2)＋30,000株＝100,000株

２．益金不算入額（非支配目的株式等）

450,000×20％＝**90,000（減算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

７．棚卸資産

(1) 評価損計上事由

① 災害により著しく損傷したこと
② 著しく陳腐化したこと
③ 会社更生法等の更生手続開始の決定により評価換えをする必要が生じたこと
④ 民事再生法等の法律整理又は一定の私的整理が行われる場合により評価換えをする必要が生じたこと
⑤ ①～④に準ずる特別の事実

（注１）著しい陳腐化

経済的に価値が減少し，回復の見込みのない状態にあることをいう。

ⅰ 季節商品の売れ残りで，既往の実績から通常の方法で販売できないことが明らかな場合
ⅱ 同用途だが性能等が著しく異なる新製品の販売で，今後通常の方法により販売できない場合

（注２）準ずる特別の事実

破損，型くずれ，棚ざらし，品質変化等により通常の方法による販売が不能な場合

（注３）評価損の計上が認められない事実（商品Ｍ）

物価変動，過剰生産，**建値変更による単なる時価の下落は，評価損の計上事実に該当しない。**

(2) 評価損計上限度額

評価損計上限度額 ＝ 評価換え直前の帳簿価額 － 期末時価

（注）評価換え直前の帳簿価額

評価換え直前の帳簿価額は「税務上の金額」を用いる。

(3) 別表４の調整

会社計上評価損 －(2)＝
- **（＋）評価損否認（加算）**
- （－）計上不足額
  - 既往の否認額なし …… 処理なし
  - 既往の否認額あり
    - 不足額
    - 既往の否認額
    - 少 → 認容（減算）

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

商品評価損否認 1,000,000（加算）

８．寄附金の損金不算入額

(1) 寄附金の認識

寄附金の認識は現金主義による。したがって，次のような調整が必要となる。

① 次期支出額を未払金経理している場合

当期に現金支出は行われていないが，費用処理されている。したがって，当該金額を別表４で加算し，支出寄附金の額には含めない。

② 当期支出額を当期に仮払金経理上している場合

当期に現金支出が行われているが，費用処理されていない。したがって，当該金額は当期において別表４で減算され，支出寄附金の額に含める。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(2) 損金不算入額

① 支出寄附金

ⅰ 完全支配

ⅱ 指　定

ⅲ 特　定

ⅳ その他

ⅴ ⅰ ＋ ⅱ ＋ ⅲ ＋ ⅳ ＝ 支出寄附金

② 損金算入限度額

ⅰ 損金算入限度額

$$\left.\begin{array}{l}(\text{資本金＋資本準備金}) \times \dfrac{\text{当期の月数}}{12} \times \dfrac{2.5}{1,000} \\ (\text{別表４仮計＋支出寄附金}) \times \dfrac{2.5}{100}\end{array}\right\} \text{合計金額の１／４}$$

ⅱ 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額

$$\left.\begin{array}{l}(\text{資本金＋資本準備金}) \times \dfrac{\text{当期の月数}}{12} \times \dfrac{3.75}{1,000} \\ (\text{別表４仮計＋支出寄附金}) \times \dfrac{6.25}{100}\end{array}\right\} \text{合計金額の１／２}$$

③ 損金不算入額

ⅰ 完全支配

全額損金不算入

ⅱ 完全支配以外

$$\left.\begin{array}{l}\text{支　出} - \text{完全支配} - \text{指　定} - \text{特定寄附金} \\ \text{寄附金} \quad \text{寄 附 金} \quad \text{寄附金} \quad \text{特定寄附金限度額}\end{array}\right\} \text{少} - \begin{array}{l}\text{損金算入} \\ \text{限 度 額}\end{array}$$

ⅲ ⅰ ＋ ⅱ ＝ 寄附金の損金不算入額

（注）本問における「寄附金の損金算入限度額の計算に使用する当期の所得の金額」は，上表における「別表４仮計＋支出寄附金」の金額を意味する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

１．［資料］9. (1)及び(2)について

(1) 未払寄附金否認

10,000,000（加算）

(2) 当期仮払寄附金認容

6,000,000（減算）

(3) (1)－(2)＝**4,000,000（加算）**

２．支出寄附金の損金算入限度超過額

(1) 支出寄附金の額

① 指　定

6,000,000

② その他

3,500,000

③ 合　計

①＋②＝9,500,000

(2) 損金算入限度額

$$\left(200,000,000\times\frac{12}{12}\times\frac{2.5}{1,000}+400,000,000\times\frac{2.5}{100}\right)\times\frac{1}{4}=2,625,000$$

(3) 寄附金の損金不算入額

9,500,000－6,000,000－2,625,000＝**875,000（加算）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問題 2　所得税法

所得税の計算体系表

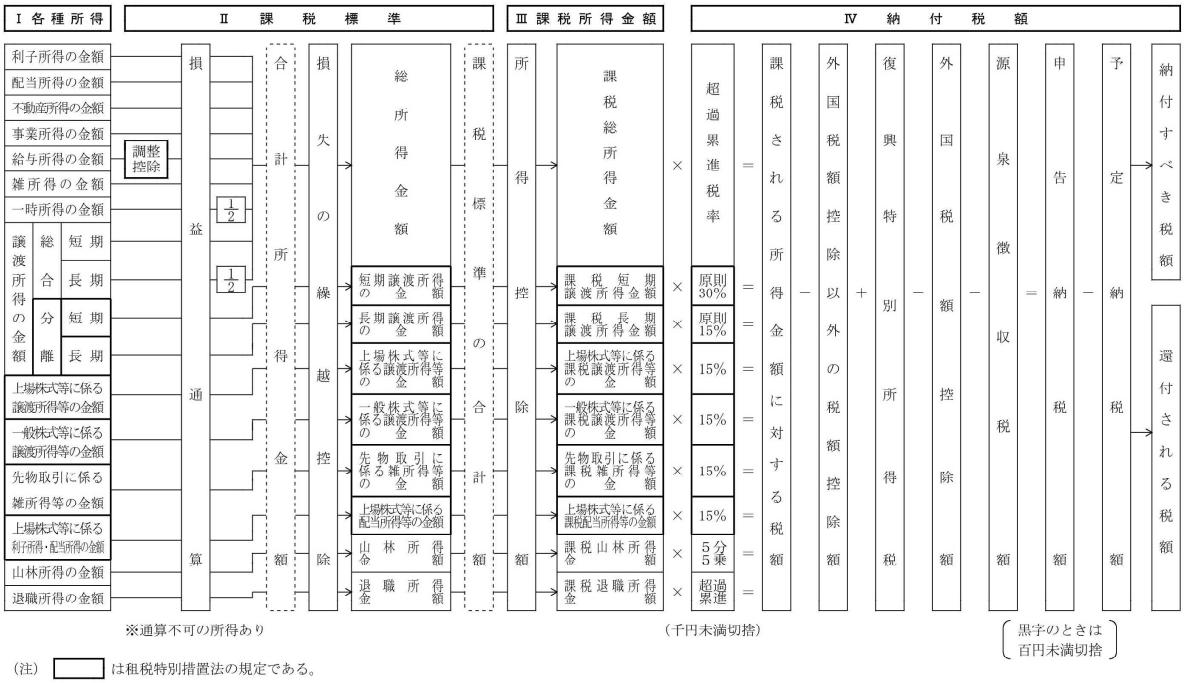

Ⅰ．各種所得の金額

１．給与所得

(1) 所得の金額

①　**収入金額**
②　**給与所得控除額**
③　特定支出控除額
④　**給与所得の金額 ＝ ① － ② － ③**

【計算過程】（単位：円）

１．収入金額
9,000,000
２．給与所得控除額
1,950,000
３．給与所得の金額
１．－２．＝7,050,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

２．退職所得

(1) 短期退職手当等

短期退職手当等とは，退職手当等のうち，短期勤続年数（**役員等以外の者としての勤続年数が５年以下**であるもの）に対応するものとして支払を受けるものであって，**特定役員退職手当等に該当しないもの**をいう。

(2) 所得の金額（退職手当等が短期退職手当等に該当する場合）

「短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額」を〔Ｂ〕とする。

①　〔Ｂ〕≦ 300万円の場合 … 原則通り

退職所得の金額 ＝ 〔Ｂ〕 × $\frac{1}{2}$

②　〔Ｂ〕＞ 300万円の場合

退職所得の金額 ＝ 〔Ｂ〕 － 150万円

(3) 退職所得控除額

勤続年数〔Ａ〕	退職所得控除額
20年以下	**40万円 ×〔Ａ〕（最低80万円）**
20年 超	800万円 ＋ 70万円 ×（〔A〕－ 20年）

（注１）勤続年数の１年未満の端数は切り上げる。

（注２）勤続期間には，見習期間，臨時雇用期間，長期欠勤又は休職期間（他に勤務するためのものを除く）も含まれる。

(4) 留意点

甲は，法人税法第２条第15項に該当する役員等に該当しないため，特定役員には該当しない。また，勤続年数が５年以下であるため，甲が受給した退職金は短期退職手当等に該当する。

【計算過程】（単位：円）

１．収入金額

5,500,000

２．退職所得控除額

400,000×５年(*1)＝2,000,000

(*1) ４年８ヶ月 → ５年 ∴ 短期退職手当等

３．１．－２．＝3,500,000 ＞ 3,000,000

４．退職所得の金額

3,500,000－1,500,000＝**2,000,000**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

３．譲渡所得

(1) 所得の金額

① 総　合

ⅰ　譲渡損益

イ　総合短期

総収入金額 －（ 取得費 ＋ 譲渡費用 ）＝ 譲渡損益

ロ　総合長期

イと同じ算式

ⅱ　内部通算

ⅲ　生活に通常必要でない資産の損失の控除

総合短期 → 総合長期 の順で控除する

ⅳ　特別控除

総合短期 → 総合長期 の順で控除する（最高50万円）

(2) 譲渡所得の区分

本問の資産の譲渡は以下のように区分される。

資　産	判定期間	区　分
ゴルフ会員権	H26.10～Ｒ４．８	総合長期
金地金	H29.１～Ｒ４.10	総合長期

【計算過程】（単位：円）

１．総合課税

(1) 譲渡損益（総合長期）

① ゴルフ会員権

1,300,000－2,500,000＝△1,200,000

② 金地金

7,000,000－4,000,000＝3,000,000

③ ①＋②＝1,800,000

(2) 特別控除

1,800,000 ≧ 500,000 ∴ 500,000

(3) 譲渡所得の金額

(1)－(2)＝1,300,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

４．一時所得

(1) 所得の金額

①　総収入金額
②　支出した金額
③　特別控除額（50万円まで）
④　一時所得の金額 ＝ ① － ② － ③

(2) 商品の評価

金銭以外のものによる広告宣伝の賞品の評価は次による。

賞品の種類	評　価
公社債券・株券等	時　価
宝石等，書画，骨とう，美術工芸品等	
土地・不動産	
商品券	券面額
その他（自動車，家具等）	**通常の小売販売価額（現金正価）×60%**

(3) 留意点

懸賞の賞金品は，一時所得に該当する。

【計算過程】（単位：円）

１．総収入金額

600,000×60%＝360,000

２．支出した金額

０

３．特別控除額

１．－２．＝360,000 ＜ 500,000　∴ 360,000

４．一時所得の金額

１．－２．－３．＝０

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

５．事業所得

(1) 所得の金額

① 総収入金額
② 必要経費
③ 青色申告特別控除額
④ 事業所得の金額 ＝ ① － ② － ③

(2) 必要経費

① 接待飲食費

法人課税における交際費等のような規定はない。したがって，本問の**業務上の接待飲食費は，全額必要経費に算入する。**

② 繰延資産

繰延資産については，原則として本年分の期間に対応する償却費が必要経費となる。ただし，支出する金額が**20万円未満**であるものについては**支出する日の属する年分の事業所得の金額の計算上，必要経費に算入する。**

③ 少額減価償却資産等

法人税法と同様に，取得価額30万円未満の減価償却資産につき，以下の規定がある。

取得価額	必要経費算入
ⅰ 10万円未満	全額を業務供用年分の必要経費に算入
ⅱ 10万円以上20万円未満	一括償却資産として業務供用年以後３年間で必要経費に算入
ⅲ 10万円以上30万円未満（一定の青色申告者）	**全額を業務供用年分の必要経費に算入 （300万円まで）**

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(3) 青色申告特別控除額

① 内　容

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むものが，一定の要件を満たす場合には，**ⅰ不動産所得の金額**，**ⅱ事業所得の金額の順で**，これらの所得の金額から合計55万円又は65万円（所得の金額を限度とする）の青色申告特別控除額を控除する。

② 適用要件

ⅰ　55万円控除

以下の要件を**全て**満たす必要がある。

イ　これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（複式簿記等）により記録している
ロ　イに基づく貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付している
ハ　ロに当該控除の適用額を記載して，法定申告期限内に提出する

ⅱ　65万円控除

上記に加え，以下の**いずれか**の要件を満たす必要がある。

ニ　仕訳帳及び総勘定元帳について，電子帳簿保存を行っている
ホ　確定申告書等の提出を，提出期限までに電子申告により行っている

【計算過程】（単位：円）

１．総収入金額

3,000,000

２．必要経費

接待飲食費70,000＋少額繰延資産150,000＋年会費30,000

＋少額減価償却資産180,000＋その他調査費用620,000＝1,050,000

３．青色申告特別控除前の事業所得の金額

１．－２．＝**1,950,000**

４．青色申告特別控除額

１．－２．＝1,950,000 ≧ 0(*2)　∴ 0

(*2) 650,000－650,000(*3)＝0

(*3) 不動産所得の算定上控除された金額（６．【計算過程】参照）

５．事業所得の金額

３．－４．＝1,950,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

６．不動産所得

(1) 所得の金額

① 総収入金額
② 必要経費
③ 青色申告特別控除額
④ 不動産所得の金額 ＝ ① － ② － ③

(2) 必要経費（減価償却費）

① 取得価額等

相続により取得した減価償却資産の取得価額は，減価償却資産を引き続き所有していたものとみなした場合における取得価額に相当する金額とする。したがって，**甲の父丁の取得価額，耐用年数，経過年数及び未償却残高を引き継いで減価償却費を計算**する。

② 減価償却方法

償却方法を選定しなかった場合には，**法定償却方法（原則として**旧定額法，**定額法**）により償却する。また，平成19年4月1日以後に取得した建物の減価償却の方法は，定額法とされ，この「取得」には，**相続**，遺贈又は贈与**によるものも含まれる。**なお，甲の父丁は旧定率法により減価償却を行っていたが，**減価償却方法は引き継がれない点に注意すること。**

③ 丙の居住部分に係る減価償却費

対価を伴わない無償での賃貸の場合，その不動産は不動産等の貸付けによる所得を生ずべき業務の用に供された資産とはいえず，当該不動産に係る費用は不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されない。したがって，**建物の減価償却費のうち，無償で賃貸している部分に相当する金額は，不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されない。**本問においては８室のうち１室を年度の途中から丙に無償で賃貸しているため，**必要経費に算入する減価償却費は賃貸している期間に対応する金額**となる。

(3) 青色申告特別控除額

65万円の青色申告特別控除は，不動産所得又は事業所得を生ずべき業務の**いずれか**を事業的規模で営んでいることを要件としている。

したがって，事業所得を生ずべき事業を営む者は，たとえ不動産所得を生ずべき業務を事業的規模で営んでいなくても65万円の控除が認められる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

１．総収入金額

6,200,000

２．必要経費

減価償却費1,421,875(*1)＋1,600,000＝3,021,875

(*1) 187,500(*2)×７室＋187,500(*2)×$\frac{7ヶ月}{12ヶ月}$＝1,421,875

(*2) 50,000,000×0.030×$\frac{1室}{8室}$＝１室あたりの減価償却費187,500

３．青色申告特別控除前の不動産所得の金額

１．－２．＝3,178,125

４．青色申告特別控除額

3,178,125 ＞ 650,000 ∴ 650,000

５．不動産所得の金額

１．－２．－４．＝2,528,125

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

７．雑所得（公的年金等）

(1) 所得の金額

①　公的年金等
ⅰ　収入金額
ⅱ　公的年金等控除額
ⅲ　公的年金等に係る雑所得の金額 ＝ ⅰ － ⅱ
②　公的年金等以外
ⅰ　総収入金額
ⅱ　必要経費
ⅲ　公的年金等以外の雑所得の金額 ＝ ⅰ － ⅱ
③　雑所得の金額 ＝ ① ＋ ②

(2) 留意点

老齢厚生年金は，雑所得（公的年金等）に該当する。甲の公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額は14,128,125(*1)であるため，問題文の**７．各種資料(2)** は 1,000万円超 2,000万円以下を参照する。

(*1) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額

$$給与7,000,000(*2)＋譲渡1,300,000\times\frac{1}{2}＋事業1,950,000＋不動産2,528,125$$
$$＋退職2,000,000＝14,128,125$$

(*2) 所得金額調整控除前7,050,000－所得金額調整控除50,000(*3)＝7,000,000

(*3) 後述（Ⅱ．３．【計算過程】参照）

なお，「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」はないものとして計算する。

【計算過程】（単位：円）

１．収入金額
650,000
２．公的年金等控除額
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円超 2,000万円以下　∴ 500,000
３．雑所得の金額
１．－２．＝150,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ．課税標準

１．所得金額調整控除

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

① 適用要件

その年の給与等の収入金額が 850万円を超える居住者で，次のいずれかに該当する者 ⅰ　23歳未満の扶養親族を有する者 ⅱ　本人又は同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である者

（注１）特別障害者の意義

障害者のうち，精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。身体障害者手帳に身体上の障害の程度が１級又は２級と記載されている者等は，特別障害者に該当するため，本問では，甲の妻乙が該当する。

（注２）同一生計配偶者の意義

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち，合計所得金額が48万円以下である者をいう。なお，障害基礎年金，障害厚生年金は非課税とされるため，乙の合計所得金額はゼロである。

（注３）扶養親族の意義

居住者と生計を一にする，配偶者以外の親族等のうち，合計所得金額が48万円以下である者をいう。なお，青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。

② 所得金額調整控除額

（ 給与等の金額(1,000万円限度) － 850万円 ） × 10%

（注）課税標準の計算にあたり，給与所得の金額（損益通算前）から控除する。

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

① 適用要件

「ⅰ給与所得控除後の給与等の金額」及び「ⅱ公的年金等に係る雑所得の金額」がある居住者で，ⅰ及びⅱの合計額が10万円を超える者

② 所得金額調整控除額

給与所得控除後の給与等の金額 ＋ 公的年金等に係る雑所得の金額 － 10万円 (10万円限度)　　(10万円限度)

（注）課税標準の計算にあたり，給与所得の金額（損益通算前。また，(1) の控除がある場合は，その適用後）から控除する。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

２．課税標準の計算

(1) 総所得金額

10種類に区分した各種所得の金額のうち，総合課税となる所得の金額を総合（合算）し，「総所得金額」を計算する。なお，**総合長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は，２分の１してから総合（合算）する。**

(2) 退職所得金額

退職所得の金額は，「退職所得金額」という課税標準となる。

３．課税標準の合計額（合計所得金額）

総所得金額及び分離課税となる各種課税標準の合計額をいう。

【計算過程】（単位：円）

１．総所得金額

(1) 給与所得の金額（所得金額調整控除後）

① 所得金額調整控除額

ｉ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

(9,000,000(*1)－8,500,000)×10%＝50,000

(*1) 給与等の金額9,000,000 ＜ 10,000,000 ∴ 9,000,000

ⅱ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

(100,000(*2)＋100,000(*3))－100,000＝100,000

(*2) 7,050,000 ＞ 100,000 ∴ 100,000

(*3) 150,000 ＞ 100,000 ∴ 100,000

ⅲ ｉ＋ⅱ＝150,000

② 所得金額調整控除後の給与所得

7,050,000－150,000＝**6,900,000**

(2) 総所得金額

給与6,900,000＋譲渡1,300,000×$\frac{1}{2}$＋事業1,950,000＋不動産2,528,125

＋雑150,000＝12,178,125

２．退職所得金額

2,000,000

３．課税標準の合計額（合計所得金額）

１．＋２．＝14,178,125

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ．課税所得金額

１．所得控除

(1) 社会保険料控除

① 適用要件

居住者が，各年において，自己又は同一生計親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合

（注１）同一生計親族に所得要件はない。

（注２）実際に支払った年分の対象になる（現金基準）。

② 社会保険料控除額

全　額

③ 留意点

丙の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は，甲が自ら支払った社会保険料でないため，甲の社会保険料控除の計算に含めない。

(2) 医療費控除

① 適用要件

居住者が，各年において，自己又は同一生計親族に係る医療費を支払った場合

（注１）同一生計親族に所得要件はない。

（注２）実際に支払った年分の対象になる（現金基準）。

② 医療費控除額

ⅰ　支払った医療費の額 － 保険金等の額
ⅱ　（課税標準の合計額×５％，10万円）いずれか低い金額
ⅲ　ⅰ － ⅱ ＝ 医療費控除額（ 200万円限度）

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

③　医療費の範囲

基本的に「治療」が目的となる支出は医療費控除の対象となる。一方で，予防，美容，疲労回復，健康増進などが目的となる支出は医療費控除の対象とならない。

対象となるもの	次に掲げるもののうち，その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額 ⅰ　医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 ⅱ　治療又は療養に必要な医薬品の購入費用 ⅲ　病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価 ⅳ　治療のための按摩マッサージ指圧師・はり師等よる施術費 ⅴ　保健師，看護師等による療養上の世話の対価 ⅵ　助産師による分娩の介助費用 ⅶ　病院等への通院費用（交通費），医師等の送迎費用 ⅷ　入院時の部屋代（一定の差額ベッド代），食事代等 ※　本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッドの料金は対象外となる。 ⅸ　治療等を受けるための医療用器具等の購入等の費用　など
対象とならないもの	ⅰ　人間ドックその他の健康診断のための費用 ※　重大な疾病が発見され，かつ，治療をした場合には対象となる。 ⅱ　美容整形手術のための費用 ⅲ　疾病の予防又は健康増進のための医薬品の購入費用 ⅳ　疲れを癒やしたり体調を整えたりするためのマッサージによる施術費 ⅴ　親族に支払う療養上の世話の費用 ⅵ　近視や乱視等のメガネやコンタクトレンズの購入費用 ※　視力回復（レーシック）手術に係る費用は対象となる。 ⅶ　病院への通院のためのガソリン代，駐車代 ⅷ　医師や看護師に対する謝礼 ⅸ　診断書の作成料金　など

④　留意点

保険金などで補てんされる金額は，その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くため，引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引かない。なお，引ききれない金額は心身に加えられた損害に基因して取得した保険金であるため，非課税として扱われる。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(3) 生命保険料控除

① 平成24年１月１日以後締結（新契約）分

ⅰ 適用要件

居住者が，各年において，次の生命保険料等を支払った場合

イ 一般の生命保険料（ロ，ハ以外のもの）

ロ 介護医療保険料

ハ 個人年金保険料

ⅱ 生命保険料控除額

それぞれの保険料につき，下記により計算した金額の合計額となる（最高 120,000円）。

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	20,000円 ＋（支払保険料－20,000円）× 50%
40,000円超 80,000円以下	30,000円 ＋（支払保険料－40,000円）× 25%
80,000円超	40,000円

② 平成23年12月31日以前締結（旧契約）分

ⅰ 適用要件

居住者が，各年において，次の生命保険料等を支払った場合

イ 一般の生命保険料（ロ以外のもの）

ロ 個人年金保険料

ⅱ 生命保険料控除額

それぞれの保険料につき，下記により計算した金額の合計額となる（最高 100,000円）。

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	25,000円 ＋（支払保険料－25,000円）× 50%
50,000円超 100,000円以下	37,500円 ＋（支払保険料－50,000円）× 25%
100,000円超	50,000円

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

③　新契約と旧契約の双方に加入している場合

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新（旧）生命保険料又は新（旧）個人年金保険料は，生命保険料又は個人年金保険料の別に，次のいずれかを選択して控除額を計算することができる。

適用する生命保険料控除	控　除　額
新契約のみ生命保険料控除を適用	新契約の控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	旧契約の控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額（最高４万円）

④　生命保険料控除額の限度額

上記①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となる。なお，この合計額が12万円を超える場合には，生命保険料控除額は12万円となる。

(4) 障害者控除

①　適用要件

居住者又は**同一生計配偶者**や扶養親族**が障害者に該当する場合**

（注１）同一生計配偶者の意義

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）**のうち，合計所得金額が48万円以下である者**をいう。

（注２）扶養親族の意義

居住者の親族等（配偶者を除く）でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち，合計所得金額が48万円以下である者をいう。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

② 障害者控除額

ⅰ　障害者１人につき27万円
ⅱ　特別障害者１人につき40万円
ⅲ　同居特別障害者１人につき75万円

（注１）特別障害者の意義

障害者のうち，精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。例えば，身体障害者手帳に身体上の障害の程度が１級又は２級と記載されている者は，特別障害者に該当する。

（注２）同居特別障害者の意義

居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で，かつ，その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

(5) 配偶者控除

① 適用要件

居住者が控除対象配偶者を有する場合

（注）控除対象配偶者の意義

同一生計配偶者のうち，「合計所得金額が 1,000万円以下である居住者」の配偶者をいう。

② 留意点

甲の合計所得金額が 1,000万円超であるため，乙は控除対象配偶者に該当しない。

(6) 扶養控除

① 適用要件

居住者が控除対象扶養親族を有する場合

（注１）扶養親族の意義

居住者の親族等（配偶者を除く）でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者で給与の支払いを受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く）のうち，合計所得金額が48万円以下である者をいう。

（注２）控除対象扶養親族の意義

扶養親族のうち，その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいう。

② 留意点

丙は甲と生計を一にしていないため，扶養親族に該当しない。

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

(7) 基礎控除

① 適用要件

合計所得金額が2,500万円以下の居住者であること

② 基礎控除額

居住者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

【計算過程】（単位：円）

1．社会保険料控除額

1,100,000＋400,000＋50,000＝1,550,000

2．医療費控除額

(1) 100,000＋0(*1)＋100,000＋10,000＝210,000

(*1) 350,000－(150,000＋250,000)＝△50,000 ∴ 0

(2) 14,178,125×5％＝708,906 ＞ 100,000 ∴ 100,000

(3) (1)－(2)＝110,000

3．生命保険料控除額

(1) 一般的な生命保険料

40,000

(2) 個人年金保険料

50,000

(3) (1)＋(2)＝90,000 ＜ 120,000 ∴ 90,000

4．障害者控除額

配偶者乙が同居特別障害者 ∴ 750,000

5．基礎控除額

甲の合計所得金額14,178,125 ≦ 24,000,000 ∴ 480,000

6．所得控除額の合計額

1,550,000＋110,000＋90,000＋750,000＋480,000＝2,980,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

２．課税所得金額

(1) 課税総所得金額（千円未満切捨）

総所得金額から所得控除額の合計額を控除して「課税総所得金額」を計算する。

(2) 課税退職所得金額（千円未満切捨）

退職所得金額は，「課税退職所得金額」という課税所得金額となる。

【計算過程】（単位：円）

１．課税総所得金額（千円未満切捨）

総所得金額12,178,125－所得控除額の合計額2,980,000＝9,198,125 → **9,198,000**

２．課税退職所得金額（千円未満切捨）

2,000,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

問題 3　消費税法

Ⅰ．課税標準額に対する消費税額

１．課税標準額の計算

国内課税売上高の合計額（税込）× $\frac{100}{110}$ ＝ ××× → 課税標準額（千円未満切捨）

※　「軽減税率適用取引」の場合は 100/108を用いる。

２．課税標準額に対する消費税額の計算

課税標準額 × 7.8% ＝ 課税標準額に対する消費税額

※　「軽減税率適用取引」の場合は6.24%を用いる。

３．売上げの取引分類（単位：円）

取引分類	売上金額（税込）	取引内容
7.8%課税売上高	687,500,000(*1)	国内売上高（酒類を除く飲食料品以外）
	55,000(*2)	雑収入（公衆電話の手数料）
6.24%課税売上高	3,682,800,000	国内売上高（酒類を除く飲食料品）
免税売上高	723,140,000	輸出売上高
非課税売上高（注）	165,000	受取利息
	1,386,000	受取地代
	3,245,000	雑収入（従業員に対する貸付利息）
	110,000,000	土地の売却代金
	1,385,450(*3)	有価証券の売却代金（５%相当額）
不課税売上高	385,000	受取配当金
	3,080,000	雑収入（国からの補助金）

（注）課税売上割合算定上の非課税売上高を示している。

(*1) 4,370,300,000－3,682,800,000＝687,500,000

(*2) 6,380,000－3,080,000－3,245,000＝55,000

(*3) 27,709,000×５％＝1,385,450

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ．控除対象仕入税額

１．判　定

(1) **課税売上高５億円超** 又は 課税売上割合95%未満　… **仕入税額は按分計算が必要**

(2) 課税売上高５億円以下 かつ 課税売上割合95%以上　… 仕入税額は全額控除

２．課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

（注１）課税売上高

(1) 総課税売上高（税抜）

$$\text{国内課税売上高（税込）} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上高}$$

(2) 課税売上返還等（税抜）

$$\text{国内課税売上返還等（税込）} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上返還等}$$

(3) 純課税売上高（税抜）

(1) － (2)

※　「軽減税率適用取引」の場合は 100/108を用いる。

（注２）非課税売上高

(1) 有価証券等の譲渡対価×５%(※) ＋ その他の非課税売上高

(2) 非課税売上返還等

(3) (1) － (2)

※　有価証券等の譲渡対価の算入額

譲渡対象となる有価証券等		算入額
有価証券	株式，公社債，投資信託の受益証券等	５%
有価証券に類するもの	金銭債権（売掛金等を除く）	
	持分会社（合名・合資・合同会社）の出資者持分	全　額
	資産の譲渡等の対価として取得したもの（売掛金等）	含めない
支払手段	紙幣及び硬貨，小切手，手形，電子マネー，暗号資産	

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

３．控除対象仕入税額の計算

按分計算方法には個別対応方式及び一括比例配分方式があり，区分経理を行っている場合には，有利な方（多い方）を選択する。

(1) 個別対応方式による控除対象仕入税額

① A対応の課税仕入れ等の税額の合計額 － A対応の仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

② (C対応の課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合) － (C対応の仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 × 課税売上割合)

③ ① ＋ ② ＝ 控除対象仕入税額

（注１）課税仕入れ等の税額の合計額

ⅰ 国内課税仕入れ

国内課税仕入れの合計額 × $\frac{7.8}{110}$

ⅱ 課税貨物

引取りに係る消費税額（国税部分）

ⅲ ⅰ ＋ ⅱ ＝ 課税仕入れ等の税額の合計額

※ 控除の対象となる仕入れが「軽減税率適用取引」の場合は6.24/108を用いる。

（注２）仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

仕入れに係る税込対価の返還等の金額 × $\frac{7.8}{110}$ ＝ 仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額

※ 返還の対象となる仕入れが「軽減税率適用取引」の場合は6.24/108を用いる。

（注３）区分経理（説明の便宜上，以下の表現を用いている）

A対応：課税資産の譲渡等にのみ要するもの
B対応：その他の資産の譲渡等にのみ要するもの
C対応：課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

(2) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

(課税仕入れ等の税額の合計額 × 課税売上割合) － (仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額 × 課税売上割合)

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

４．仕入れの取引分類（単位：円）

国内課税仕入れ			
適用税率	区分経理	支払対価(税込)	取引内容
7.8%	Ａ対応	688,490,000(*1)	国内仕入高（酒類を除く飲食料品以外）
		2,090,000(*2)	営業部門の接待交際費（酒類を除く飲食料品以外）
		9,240,000	商品用倉庫の家賃
		7,150,000(*3)	営業部門の旅費交通費（国外旅費以外）
		267,300,000(*4)	販路拡大に係る販売奨励金
		137,500,000(*5)	その他の課税仕入れのうち，営業部門に係るもの（新聞代以外）
	Ｂ対応	3,696,000	土地売却時の仲介手数料
		231,000	上場株式売却時の証券会社への手数料
	Ｃ対応	198,000(*6)	本社部門の接待交際費（課税対象外のもの以外）
		13,200,000	本社部門の地代家賃
		2,255,000	本社部門の旅費交通費
		60,500,000(*7)	その他の課税仕入れのうち，本社部門に係るもの（新聞代以外）
6.24%	Ａ対応	2,673,000,000	国内仕入高（酒類を除く飲食料品）
		594,000	営業部門の接待交際費（酒類を除く飲食料品）
		475,200	その他の課税仕入れのうち，営業部門に係る新聞代
	Ｃ対応	237,600	その他の課税仕入れのうち，本社部門に係る新聞代
課税貨物			
	区分経理	引取りに係る消費税額(国税)	取引内容
	Ａ対応	7,550,400	保税地域からの引取り時に納付した消費税額
課税仕入れ等に該当しない			
役員給与，従業員給与，課税対象外の接待交際費，営業部門に係る旅費交通費のうち国外旅費，保険料			

(*1) 3,361,490,000－2,673,000,000＝688,490,000

(*2) 2,684,000－594,000＝2,090,000

(*3) 8,360,000－1,210,000＝7,150,000

(*4) **販路拡大に係る販売奨励金は，「売上げに係る対価の返還等」ではなく，「課税仕入れ」として扱われる。**

(*5) 137,975,200－475,200＝137,500,000

(*6) 748,000－550,000＝198,000

(*7) 60,737,600－237,600＝60,500,000

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ．売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

１．取扱い

事業者が，国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について，「売上げに係る対価の返還等」があった場合には，**その返還等をした日の属する課税期間**の「課税標準額に対する消費税額」から，その「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の合計額」を控除する。なお，**本問では，売上割引が該当する。**

２．売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算

$$\text{売上げに係る税込対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{売上げに係る対価の返還等に係る消費税額}$$

※　返還の対象となる売上げが「軽減税率適用取引」の場合は6.24/108を用いる。

３．留意点（販路拡大に係る販売奨励金）

事業者が販売促進の目的で**販売数量，販売高等に応じて**取引先に対して**金銭により支払う販売奨励金等は，売上げに係る対価の返還等に該当**する。本問の販売奨励金は，販路拡大に係るものであり，**販売数量，販売高等に応じるものではないことから売上げに係る対価の返還等には該当しない。**

Ⅳ．貸倒れに係る消費税額

１．取扱い

事業者が，国内において行った課税売上げ（免税売上げを除く）について，その売掛金等の債権につき，貸倒れが生じた場合には，**その貸倒れとなった日の属する課税期間**の「課税標準額に対する消費税額」から，その「貸倒れに係る消費税額の合計額」を控除する。なお，**本問では，取引先Ｕ社に対する売掛債権が該当する。**

２．貸倒れに係る消費税額の計算

$$\text{貸倒れの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{貸倒れに係る消費税額}$$

※　貸倒れの対象となる売上げが「軽減税率適用取引」の場合は6.24/108を用いる。

３．税額控除の処理をしないもの

次のものについては，消費税が課されていないため，「貸倒れに係る消費税額の控除」の処理は行わない。

(1) 輸出免税売上げに係る売掛債権の貸倒れ
(2) 土地の売却に係る未収金の貸倒れ
(3) 貸付金の貸倒れ　　など

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程】（単位：円）

１．資産の譲渡等以外の収入金額の合計額（不課税売上げ）

385,000＋3,080,000＝**3,465,000**

２．課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額（千円未満切捨）

① 7.8%適用分

$$(687,500,000(*1)+55,000(*2))\times\frac{100}{110}=625,050,000$$

(*1) 4,370,300,000－3,682,800,000＝687,500,000

(*2) 6,380,000－3,080,000－3,245,000＝55,000

② 6.24%適用分

$$3,682,800,000\times\frac{100}{108}=3,410,000,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

① 7.8%適用分

625,050,000×7.8%＝48,753,900

② 6.24%適用分

3,410,000,000×6.24%＝212,784,000

③ ①＋②＝**261,537,900**

３．課税売上割合及び仕入税額の按分計算の要否

(1) 課税売上高

① 総課税売上高

625,050,000＋3,410,000,000＋723,140,000＝4,758,190,000

② 課税売上返還（6.24%適用分）

$$534,600\times\frac{100}{108}=495,000$$

③ ①－②＝4,757,695,000

(2) 非課税売上高

165,000＋1,386,000＋3,245,000＋110,000,000＋1,385,450(*3)＝116,181,450

(*3) 27,709,000×５%＝1,385,450

(3) 課税売上割合

$$\frac{(1)}{(1)+(2)}=\frac{\mathbf{4,757,695,000}}{\mathbf{4,873,876,450}}=0.9761\cdots$$

(4) 按分計算の要否の判定

課税売上高 4,757,695,000 ＞ 500,000,000 ∴ 仕入税額は按分計算が必要である

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程・続き】（単位：円）

４．控除対象仕入税額（区分経理及び税額のみ）

(1) 課税資産の譲渡等にのみ要するもの

① 国内課税仕入れ（7.8%適用分）

ⅰ 支払対価（税込）

688,490,000(*4)＋2,090,000(*5)＋9,240,000＋7,150,000(*6)＋267,300,000

＋137,500,000(*7)＝1,111,770,000

(*4) 3,361,490,000－2,673,000,000＝688,490,000

(*5) 2,684,000－594,000＝2,090,000

(*6) 8,360,000－1,210,000＝7,150,000

(*7) 137,975,200－475,200＝137,500,000

ⅱ 課税仕入れに対する消費税額

$$1,111,770,000 \times \frac{7.8}{110} = 78,834,600$$

② 国内課税仕入れ（6.24%適用分）

ⅰ 支払対価（税込）

2,673,000,000＋594,000＋475,200＝2,674,069,200

ⅱ 課税仕入れに対する消費税額

$$2,674,069,200 \times \frac{6.24}{108} = 154,501,776$$

③ 課税貨物

7,550,400

④ ①＋②＋③＝**240,886,776**

(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

① 支払対価（税込）

3,696,000＋231,000＝3,927,000

② 課税仕入れに対する消費税額

$$3,927,000 \times \frac{7.8}{110} = \mathbf{278,460}$$

この解答速報の著作権はＴＡＣ(株)のものであり，無断転載・転用を禁じます。

【計算過程・続き】（単位：円）

(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

① 国内課税仕入れ（7.8%適用分）

ⅰ 支払対価（税込）

198,000(*8)＋13,200,000＋2,255,000＋60,500,000(*9)＝76,153,000

(*8) 748,000－550,000＝198,000

(*9) 60,737,600－237,600＝60,500,000

ⅱ 課税仕入れに対する消費税額

$$76,153,000\times\frac{7.8}{110}=5,399,940$$

② 国内課税仕入れ（6.24%適用分）

ⅰ 支払対価（税込）

237,600

ⅱ 課税仕入れに対する消費税額

$$237,600\times\frac{6.24}{108}=13,728$$

③ ①＋②＝**5,413,668**

(4) 合 計

① 国内課税仕入れ（7.8%適用分）

$$(1,111,770,000+3,927,000+76,153,000)\times\frac{7.8}{110}=84,513,000$$

② 国内課税仕入れ（6.24%適用分）

$$(2,674,069,200+237,600)\times\frac{6.24}{108}=154,515,504$$

③ 課税貨物

7,550,400

④ ①＋②＋③＝**246,578,904**

5．売上げに係る対価の返還等に係る消費税額（6.24%適用分）

$$534,600\times\frac{6.24}{108}=\mathbf{30,888}$$

6．貸倒れに係る消費税額（6.24%適用分）

$$3,801,600\times\frac{6.24}{108}=\mathbf{219,648}$$